

令和3年12月28日

主文

本件審査請求を棄却する。

事実

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、厚生年金保険料及び健康保険料(以下、併せて「社会保険料」という。)の納付の猶予を求めるということである。

第2 事案の概要(本件審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 厚生年金保険及び健康保険の適用事業所であるa社(以下「本件事業所」という。)の事業主である請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があったとして、令和○年○月○日(受付)、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し「納付の猶予(特例)申請書(厚生年金保険料等)」(以下「本件申請書」という。)を提出して、令和○年○月分から同年○月分の社会保険料及び子ども・子育て拠出金の納付猶予の申請(以下「本件納付猶予申請」という。)をした。
- 2 機構は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、「収入の減少が20%に満たないこと及び今後更に収入の減少率が悪化することが見込めないため」との理由により、本件納付猶予申請を許可しない旨の処分をした(以下、この処分のうち社会保険料の納付猶予に関する部分を「原処分」という。)
- 3 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し、審査請求をした。

第3 当事者等の主張

(略)

理由

1 健康保険法(以下「健保法」という。)及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による適用事業所の事業主は、社会保険料の納付義務を負い、毎月社会保険料は翌月末日までに納付しなければならないが、社会保険料は、健保法又は厚年法に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例によって徴収することとされている(健保法第161条、第164条及び第183条並びに厚年法第82条、第83条及び第89条)。

また、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」第3条、国税通則法第46条第1項及び「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令」(令和2年厚生労働省令第95号)並びに「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による厚生年金保険料等の猶予の特例の取扱いについて」(令和2年4月30日年管管発0430第2号・機構事業管理部門担当理事宛て厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「本件通知」という。)によれば、新型コロナウイルスの影響により、事業につき相当な収入の減少があった場合において、納付すべき社会保険料の全部又は一部を一時に納付することが困難であると認められるときは、申請に基づき、保険者において、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する社会保険料の納付を猶予することができることとされ、その審査及び許可等の決定事務は、機構において行うものとされている。そして、「事業につき相当な収入の減少があった」とは、令和2年2月1日から猶予を受けようとする社会保険料の納期限までの間の任意の期間(1か月以上)の収入金額が前年同期の収入金額に対して概ね20%以上減少していると認められることをいうものとされている。ただし、収入の減少の割合が20%に満たないこ

とのみをもって一概に猶予の適用を否定せず、今後更に減少率が悪化することが見込まれるなどにより概ね20%以上減少していると認められるかどうかをみて、柔軟かつ適切に判断するものとされている。

- 2 本件申請書によれば、本件事業所の令和○年○月の収入及び前年同月比は下表のとおりであったことが認められるが、他に本件納付猶予申請の対象期間について、各月の収入及び前年同月比を明らかにする具体的な資料は存しない。

	収入 (円)		前年同月比 (%)
		前年同月	
○月	0,000,000	0,000,000	○○○.○

- 3 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) まず、本件通知について検討するに、保険料等の納付の猶予の制度の運用を、公正かつ適正に進めていくためには、保険料等の納付の猶予における要件、金額、期間等について、一定の基準を設け、当該基準に基づき行っていくことが、一般的であるところ、本件通知は、それらに関する基準等を定めたものと解され、その内容についても、一般的・妥当なものと解されるから、当審査会も、本件をこれに照らして検討することとする。
- (2) 前記2によると、本件納付猶予申請の対象期間である令和○年○月分から同年○月分において、対前年同月と比べて、事業所の収入の減少が20%以上であること及び今後更に収入の減少率が悪化することについて、それらを裏付ける資料を確認することができないから、収入の減少が20%以上であることは確認できないし、今後更に減少率の悪化が見込まれていると認めることもできない（請求人は、令和○年○月及び○月の収入の減少率は20%以上であるから、納付猶予の要件を満

たすと主張するが、納付猶予申請の対象期間と離れた月の数字であり、これをもって対象期間の収入の減少率が概ね20%以上であると認めることはできない。）。

- 4 よって、原処分は妥当であり、本件審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。